

平成 29 年度公益財団法人日本体育協会公認 上級指導員養成講習会 開催要項（見本）

1. 目的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会 中央競技団体

3. 主管 都道府県体育（スポーツ）協会 都道府県競技団体

4. 実施競技

競技の普及状況等を勘案し、公益財団法人日本体育協会と当該中央競技団体が協議の上、決定するが、各都道府県体育（スポーツ）協会と各都道府県競技団体の実施希望を考慮する。

5. カリキュラム

(1) 共通科目 共通科目Ⅰ・Ⅱ（集合講習...14時間、自宅学習...56時間）

※各競技合同で都道府県体育協会が主管して実施する。

(2) 専門科目 20時間以上（集合講習）

※時間数は競技団体によって異なる。

※各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。

※共通科目、専門科目それぞれの講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。

6. 開催期日・開催場所・日程

専門科目および共通科目講習会の日程・開催期日・開催場所については、各都道府県体育協会が当該都道府県競技団体の意見を聴取の上、編成・決定する。

7. 受講者

（受講条件）

(1) 受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているスポーツクラブ等において年齢、競技レベルに応じた指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。又はこれから中心的な役割を担う者。

（受講者数）

受講者数は、各競技20名程度とする。

8. 受講申込み

申込期間：●月●日～●月●日

受講希望者は、指導者マイページ (<https://my.japan-sports.or.jp/login>) から申込を行う。

9. 受講料

共通科目：共通科目Ⅰ＋Ⅱ 15,120円（消費税込み）

共通科目Ⅰ免除者 8,640円（消費税込み）

共通科目Ⅰ・Ⅱ講習会免除者（検定試験のみ受験） 11,040円（消費税込み）

共通科目Ⅰ免除・共通科目Ⅱ（検定試験のみ受験） 7,140円（消費税込み）

専門科目：10,800円（消費税込み）

（上記金額を基準とし、競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

※免除・資格審査料については別に定める。

10. 受講者の決定

各都道府県体育(スポーツ)協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

原則として、他の日本体育協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内(受講開始年度を含め4年間)に共通科目及び専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、日本体育協会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

11. 講習・試験の免除

既存資格及び日本体育協会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部又は全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

12. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、筆記試験による判定とし、日本体育協会指導者育成専門委員会において審査する。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

13. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録(登録申請書の提出及び登録料の納入)を完了した者に、日本体育協会公認上級指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、日本体育協会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる)

(3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

14. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、日本体育協会及び各都道府県体育(スポーツ)協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡(資料の送付等)及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

15. 問合せ先

※実施団体の問合せ先を記入する。